

保護者の皆様へ

伊豆の国市教育委員会
伊豆の国市立葦山中学校

社会状況の変化による学校の対応について

～保護者の皆様にご理解・ご協力をいただきたいこと～

コロナ禍における生活様式の劇的な変化は、子供を取り巻く環境の多様化・複雑化に大きな影響を与え、中には子供の成長にとって好ましくないものも増えています。そこから生じる問題への対応はますます困難となり、学校教育だけでは対処できないものも少なくありません。一方、学校に求められる役割、保護者の果たすべき役割、また責任も合わせて変化しています。青少年が健全に成長できる環境を整えていくことは、わたしたち大人の責務です。学校と保護者、地域が手を取り合い、関係機関の連携・協力を得ながら、子供たちの健やかな成長を支えていきたいと切に思います。

そこで、以下の点について、保護者の皆さまにご理解とご協力をいただきたく、お願いとお知らせをいたします。

1 虐待が疑われる場合は、福祉関係機関へ連絡することがあります

児童虐待の件数は増加の一途をたどっており、「児童虐待の防止等に関する法律」では、学校に児童虐待*の早期発見を求めるとともに、児童虐待を発見した場合には速やかな通告の義務を課しています。

*この法律で言う児童虐待とは、保護者によるその監護する児童に対する暴行や心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置、暴言、著しく拒絶的な対応等を差します。

- (1) 学校が、子供の不自然なあざやケガを発見したとき、保護者に事情確認をさせていただく場合があります。
- (2) 児童虐待の疑いが考えられるケースでは、保護者の同意を得ずに、福祉機関へ連絡し、連携を図って対応する場合があります。
- (3) ケースによっては、児童相談所が子供を一時保護する場合があります。

2 問題行動やいじめの解決に向けて警察と連携することがあります

問題行動の発生件数やいじめの認知件数は依然として相当数あり、その内容や質的な変化も心配されるところです。「社会で許されないことは学校でも許されない」という毅然とした指導が必要であり、問題行動やいじめの解決に向けた学校の取組も変わってきています。

- (1) 学校が把握した子供の問題行動やいじめが、触法行為（しょくほうこうい…法律に触れる行為）や虞犯行為（ぐはんこうい…将来、罪を犯したり、刑罰法令に触れたりするおそれがある行為）だ

った場合、保護者の同意を得ずに、警察等関係機関と連携して指導を進める場合があります。

(2) 学校の内外を問わず、子供の問題行動やいじめが、多くの子供に被害を与えたり、大幅に公共の福祉を損ねたりする場合、保護者の同意を得ずに、警察等関係機関と連携して指導を進める場合があります。

※ (1) (2) に加え「重大ないじめ事案や犯罪行為（強要、暴行、児童ポルノ等）として取り扱われるべきと認められる場合は、警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。」という通知が出ています。（文部科学省通知：令和5年2月）

3 SNS・ネットゲーム等の利用に係るトラブル等は、原則的に保護者の責任のもとで対応することをお願いします

スマホや携帯電話、パソコン、ゲーム機等を介したインターネットの利用から、青少年が犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが年々増加しています。

児童生徒の間でも、SNSやネットゲームへの不適切な書き込みに加え、複数の友達と同時に連絡ができたり、不特定な人と連絡を取り合うことができたりするサービスを悪用した問題行動が起きています。家庭や学校から見えないまま広域化するそれらの行動が、触法行為や虞犯行為に発展することも懸念されます。便利な反面、その裏には思いも寄らぬ危険が潜んでいるのも事実です。

(1) 学校は学びの場であり、そこでの生活にスマホや携帯電話は必要ないと考えています。学校への不要な持ち込みがないようお子様をご指導ください。

(2) お子様にスマホや携帯電話、パソコン、ゲーム機等を与えるときは、その利用の仕方を約束するとともに、きちんと見届けてください。さらに、利用されるスマホや携帯電話、パソコン、ゲーム機等にはフィルタリングをするなどして、サイバー犯罪の被害にあわないような対策をお願いします。また、スマホや携帯電話にはカメラ機能があり、お子様でも簡単に画像・動画撮影ができます。肖像権を侵害するなどの問題行動につながらないよう注意が必要です。

(3) インターネットを利用した情報モラルに欠ける行為からトラブル等が発生しても、学校が対応できることには限界があります。インターネット掲示板等への書き込みや画像・動画の削除依頼、ホームページの修復、迷惑メール対策等は、スマホや携帯電話の所持、パソコン利用を許可している家庭において責任ある対応をお願いします。

※ (2) のような内容を学校で把握した場合、警察に相談・通報する場合があります。

<トラブル発生時の相談先>

【各種犯罪・事故でお困りの場合】県警ふれあい相談室 054-254-9110

【保護者・子供の教育相談】ハロー電話「ともしび」055-931-8686

子供・家庭110番（児童福祉に関する相談） 055-924-4152

児童家庭支援センター053-525-9797

伊豆の国市家庭児童相談窓口（福祉こども相談センター）0558-76-8008

児童相談所虐待対応ダイヤル055-922-4199

24時間子供SOSダイヤル（固定電話優先）0120-0-78310

こころの電話（精神保健福祉センター）055-922-5562